

# CBDCにおけるデータの扱いについて

財務省・日本銀行・個人情報保護委員会事務局

2025年3月11日

1 データの扱いに関するケーススタディ（日本銀行説明資料）

2 利便性向上のためのデータの扱いに関する検討について  
（財務省説明資料）

【参考】個人情報保護法に関する補足資料  
（個人情報保護委員会事務局説明資料）

# 1. ケーススタディの前提

ケーススタディを行う上での基本的な設定およびシステム配置と仲介機関の役割について

## 基本的な設定

- 中央銀行が利用者情報・取引情報を持たないといった**基本的なコンセプトを除き**、各種データの保有・伝達方法は、いまだ決まった部分が少なく、顧客管理を担う仲介機関が**システム実装を行う際に（あるいはそれに先立つ標準化プロセスで）決まる部分も大きい**。そのため、本資料では、日本銀行で行っているパイロット実験の内容を参照しつつ、**既存システムの利活用を前提として整理**を行った。
- **商流情報については**、CBDCによる**決済とは直接的に関係するものではなく**、店舗のPOSシステム等、CBDCシステムの外部で管理されるものであり、ここでは**検討の射程外**とした。

## システム配置と仲介機関の役割

- ユーザーは**スマートフォンにインストールしたウォレットアプリ**を利用する。
  - **顧客管理を担う仲介機関（以下、顧客管理機関）は、顧客のために送金の指示経路の整備・送金を担う**。具体的には、ユーザーとの接続（ウォレットアプリの提供、本人確認の実行）、台帳システムとの接続、他の顧客管理機関との接続、送金・着金の実行、送金経路の安全性確保（セキュリティ対策・不正利用時の対応）を実施する。
  - ユーザーが保有するCBDC残高を記録する**台帳は、台帳管理を担う仲介機関（以下、台帳管理機関）が管理することとする**。
- 上記を前提として、CBDCの**基本的な利用場面におけるシナリオを例示**のうえ、**現時点で考えられ得るフローと扱うデータ項目について、ケーススタディを行うこととする**（本資料の記載をもって、結論や方向性が予断されるものではない）。

# (参考) 日本銀行のパイロット実験における主なデータ項目

実験用システムにおいて顧客管理機関・台帳管理機関が保有する主なデータ項目

- 本人確認・認証等の顧客管理に必要な利用者情報・取引情報は顧客管理機関でのみ保有する一方、台帳管理機関では、口座番号や残高、取引金額といった、決済に必要な情報のみ保有することとしている。

## ■ 顧客管理機関・台帳管理機関が保有する主なデータ項目

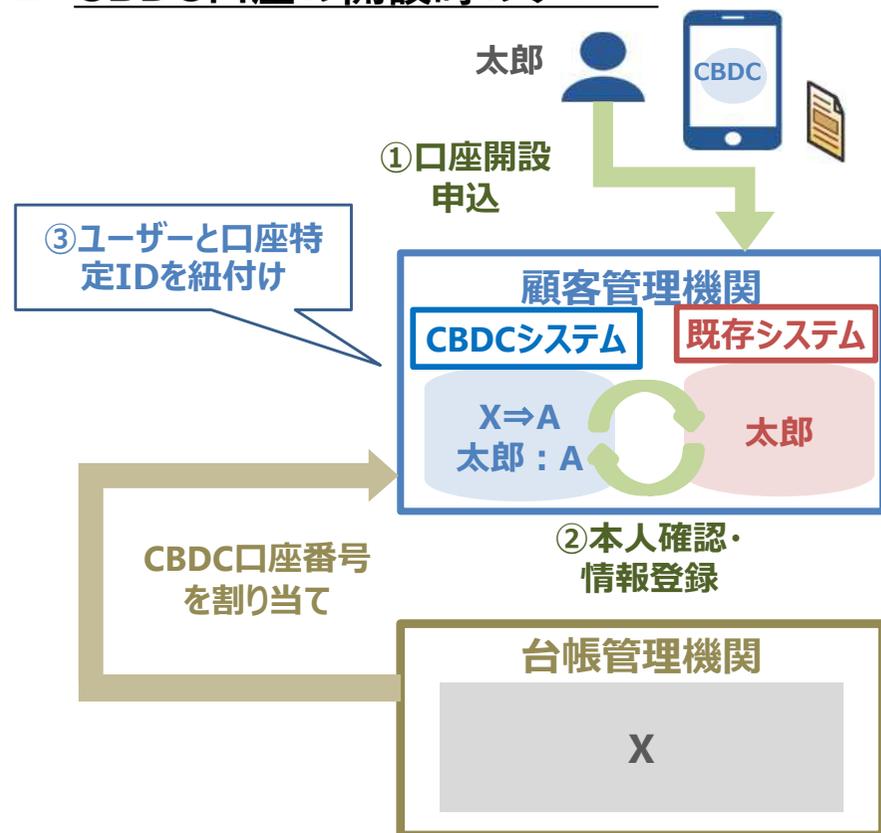
データ項目 (※)		顧客管理機関	台帳管理機関
名称	概要	保有可否	
1	口座名義人ID	○	×
2	利用者認証情報		
3	口座特定ID		
4	台帳管理機関ID	○	○
5	CBDC口座番号	○	○
6	残高	○	○
7	取引ID	○	○
8	取引金額	○	○
9	摘要情報	○	×

※ 追加サービスの提供にあたって、顧客管理機関または追加サービス提供事業者が収集するデータは含まない。

## 2. ケーススタディ① (CBDC口座の開設)

- ユーザーがCBDC口座開設の申し込みを実施し、**顧客管理機関が本人確認を実施**したうえで、CBDC口座を開設する。
- ユーザーから提示された本人確認情報に基づき、**顧客管理機関の既存システムで本人確認**作業を実施。
- **顧客管理機関**は、台帳管理機関から割り当てられたCBDC口座番号をもとに、**口座特定IDとユーザーにかかる利用者情報を紐づけて**管理する。

### ■ CBDC口座の開設時のフロー



### 事例

太郎が、これまで取引が無かった金融機関を顧客管理機関として、CBDC口座を新たに開設する。

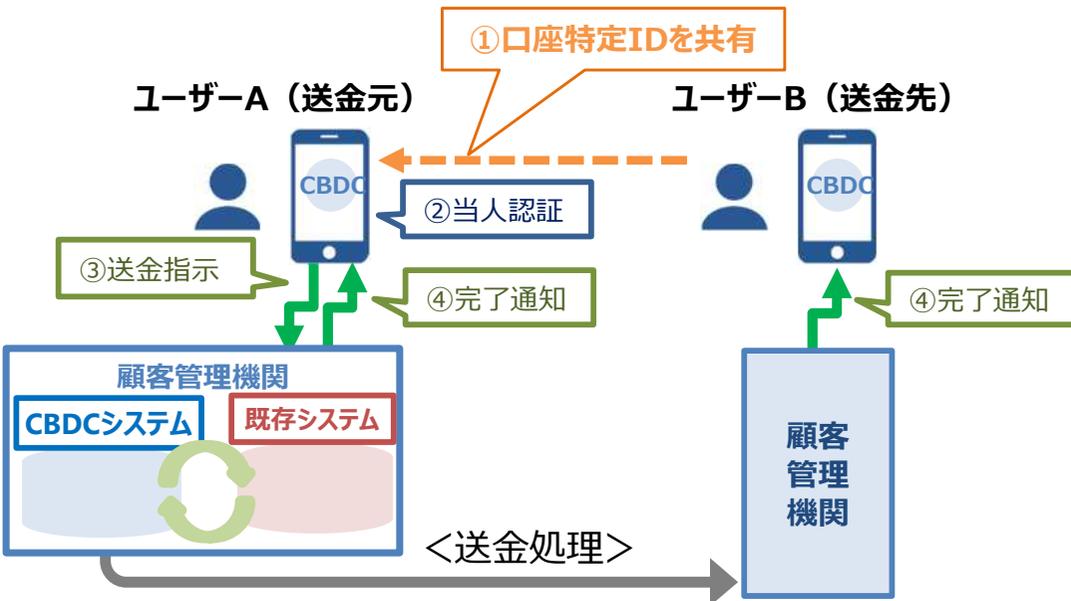
〔 台帳管理機関は、適宜のタイミングで、適宜のCBDC口座番号を顧客管理機関向けに割り当てておく。 〕

- ① 太郎は、ウォレットアプリに本人情報を入力するほか、現行の決済手段に準じた本人確認の手段として、本人確認書類等の情報をオンラインで送信する。
- ② 顧客管理機関は、既存システム（既存の決済手段の顧客管理等に利用）を利用して、本人確認および利用者情報の登録を行い、CBDCの取引に必要な情報を、CBDCの顧客管理システムに連携する。
- ③ 顧客管理機関は、割り当てられたCBDC口座番号をもとに、口座特定IDを発行、ユーザーに通知し、利用者情報と紐づけて管理する。

### 3. ケーススタディ②（個人間送金）

- ユーザーは送金に当たり**口座特定IDを共有することで送金の宛先を特定**し、送金指示を行う。
- 個人間送金のフローにおいて、**利用者情報はユーザーの顧客管理機関が取扱う**。

#### ■ 個人間送金のフローと扱うデータ項目



データ項目		①	②	③	④
1	認証情報（ID・PW等）		○		
2	氏名等			※	
3	口座特定ID	○		○	○
4	取引ID				○
5	取引金額			○	○

(注) ○は利用者情報

#### 事例

地方在住のユーザーA（親）が、都市部在住のユーザーB（大学生）に、CBDCによる仕送り（例えば5万円）を実施（BはAに自身の口座特定IDを事前に共有）。

- ① ユーザーBはユーザーAに送金先の口座特定IDを伝達。
- ② 顧客管理機関が本人認証を実施。
- ③ ユーザーAは、ウォレットアプリ上でユーザーBの口座特定IDと送金金額を入力。  
※ 口座特定IDを入力すると、ユーザーBの氏名等が表示され、宛先が確認できる（宛先の名称確認）。

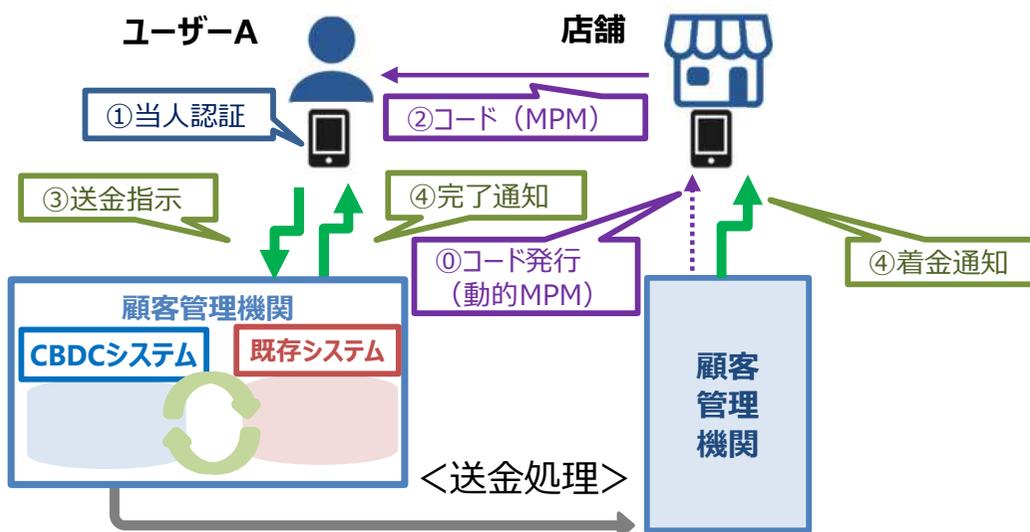
<顧客管理機関はユーザーAの送金指示をもとに、送金先の顧客管理機関や送金元・送金先の台帳管理機関と連携のうえ送金処理を実施>

- ④ ユーザーA・B双方に完了通知が届き、ウォレットアプリ上の表示金額も取引後のものとなる。

## 4. ケーススタディ③（店舗での支払い）

- 店舗において、**ユーザーが二次元コードを読み取ることにより、店舗へのCBDCによる支払いを実施**（ここでは、MPM<Merchant-Presented Mode>方式を前提とする）。
- 店舗での支払いのフローにおいて、**利用者情報はユーザーの顧客管理機関のみが取扱う**。
- CBDCシステムにおいて、**店舗がユーザーの利用者情報を知ることが出来ないようにすることが適当**と考えられる。

### ■ 店舗での支払いフローと扱うデータ項目



データ項目		①	②	③	④
1	認証情報（ID・PW等）	○			
2	店舗名等		○		
3	口座特定ID		○	○	
4	取引ID				○
5	取引金額			○	○

(注) ○は利用者情報

### 事例

地方に旅行に出かけたユーザーAが、小規模の個人商店の店舗において、CBDCを用いてお土産を購入。

- ① 顧客管理機関が本人認証を実施。
- ② 店舗が店頭に掲示してある二次元コードを、ユーザーAがウォレットアプリから読み取り（動的MPMの場合は取引金額の情報が入ったコードが発行される）。
- ③ ユーザーAはお土産の代金を、支払金額としてウォレットアプリに入力し、店舗の店員に提示。店員による内容確認後、ユーザーAはウォレットアプリで送金を実行。

<顧客管理機関はユーザーAの送金指示をもとに、店舗の顧客管理機関や送金元・送金先の台帳管理機関と連携のうえ送金処理を実施>

- ④ ユーザーAに完了通知・店舗に着金通知が届き、ウォレットアプリ上の表示金額も取引後のものとなる。

1 データの扱いに関するケーススタディ（日本銀行説明資料）

2 利便性向上のためのデータの扱いに関する検討について  
（財務省説明資料）

【参考】個人情報保護法に関する補足資料  
（個人情報保護委員会事務局説明資料）

# 1. 利便性向上のためのデータの扱いに関する検討について

多様な事業者が仲介機関となりうるCBDCにおいては、個別仲介機関内では完結しないデータの扱いが想定される利用シーンも生じることが考えられる

## 統合的なデータ扱いの必要性

- 例えば、民間サービスでは、(携帯電話番号などの)エイリアスによる送金サポート機能が広く活用されているが、多様な事業者が仲介機関となりうるCBDCにおいては、個別機関をまたいだ統合的なデータに基づいてエイリアスが提供されることが、利便性の向上に必要である可能性がある。
- 同様に、公的要請への対応や、統計等のためのデータの活用などに関しても、多様な事業者が組成するCBDCシステムにおいては、統合的なデータ活用によってCBDCの価値向上、公益増進がかなう事例を考えることができる。
- そのため、統合的なデータ扱いについて、民間企業をはじめとする他主体のサポート・補助を行うことや、共同データベースのようなものを設けることも考えられる。
  - CBDCの導入に向けては、仕様の標準化やシステム間の接続調整等のため、公共・民間部門の横断的な取組みが必要となる可能性が高い。官民協働の取組みとして、既存の決済手段に関するAML/CFT対応や商流データの共同化などが進められており、CBDC導入に向けても官民協働を活用することが考えられる。
- その場合に制度設計上どのような留意点があるかを確認しておく必要がある。
  - 特に、共同データベースのようなものを設ける場合には、その保有・管理主体にかかるユーザーからの懸念や、保有・管理に伴う運用上のリスクが生じうることを踏まえ、検討を進める必要がある。

## 検討事例

- 以下の具体的な検討事例から統合的なデータ扱いのイメージを確認する。

- ① エイリアス機能の提供 (相手先の顧客管理機関・口座特定IDを把握せずに送金できるスキーム)
- ② AML/CFT対応の効率化等 (個別顧客管理機関のデータを統合するなどにより、効率化等に活用)
- ③ 統計等へのデータの利活用 (仲介機関が個別に持つ情報を統合・加工するなど)

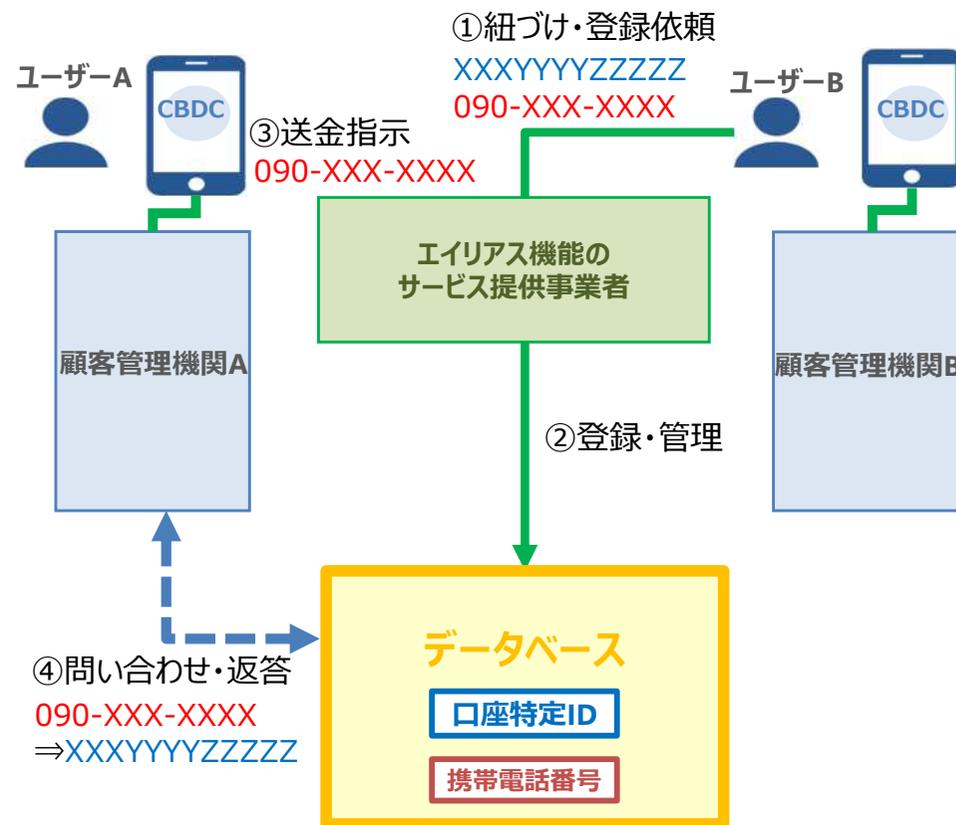
## 2. 検討事例①：エイリアス機能の提供

エイリアスを活用した送金について、考えられうる概形や論点の例は以下のとおり

### 概形

- 送金先の利用している顧客管理機関・口座特定IDが不明であっても、（携帯電話番号などの）**送金先の符号（エイリアス）だけで送金指示が可能となる**仕組みが提供されれば、**ユーザーの利便性が向上する**可能性がある
- エイリアス機能の提供主体や形式などは、導入の是非と合わせて今後検討される必要がある
  - － なお、統合的なデータベースが無くとも、送金先の顧客管理機関を把握していればエイリアス機能は提供可能。また、付番の工夫次第では、口座特定IDで対応できる可能性もある

（イメージとしての一例）



### （主要）論点

- ✓ 符号を利用、横断的に管理をするにあたって、個人情報保護の観点からどのような注意点があるか
  - － 例えば、個人情報の第三者提供にかかる同意の要否などについてどう考えるか
- ✓ 符号の一意性を確保するために必要な全体の仕組み・情報は何か
  - － 他方、個人と符号を対応させるための仕組みを構築すると、プライバシー保護への懸念が一層高まることに繋がらないか

### 3. 検討事例②：AML/CFT対応の効率化等

AML/CFT対応の効率化等に向けたデータ集約について、考えられうる概形や論点の例は以下のとおり

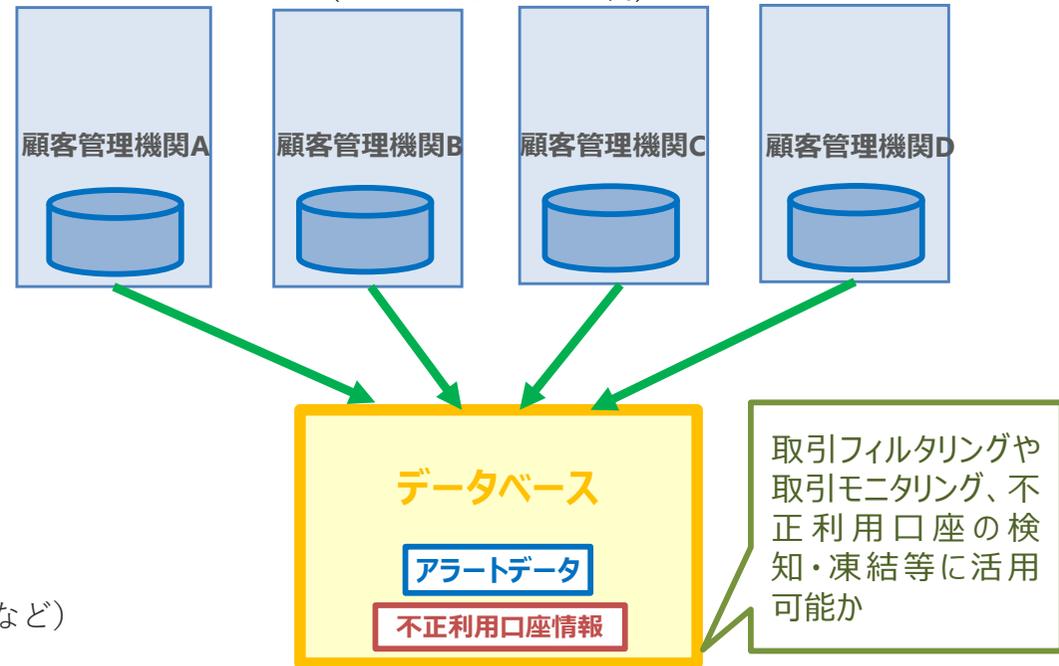
#### 概形

- 今後、CBDCにおけるAML/CFT対応のあり方全般について、検討を進める必要があるが、共同化にかかる既存の取り組みを参考にすると、アラートデータや不正利用口座情報を集約するデータベースを設けることなどが考えられる
  - － ただし、単一障害点が生じることに伴うセキュリティリスクの増大や、中小金融機関・決済事業者では過剰対応となる可能性、責任分担やコスト分担等の課題がある

<参考>資金決済WG（※）で提示された提供情報の例

- ① 依頼主情報（氏名・生年月日・顧客番号・住所・国籍・業種・口座情報など）
- ② 受取人情報（氏名・金融機関名・口座番号など）
- ③ 取引チャネル（店頭、ATM、ネットバンキングなど）、送金金額、取扱通貨、送金目的、取引日時など

（イメージとしての一例）

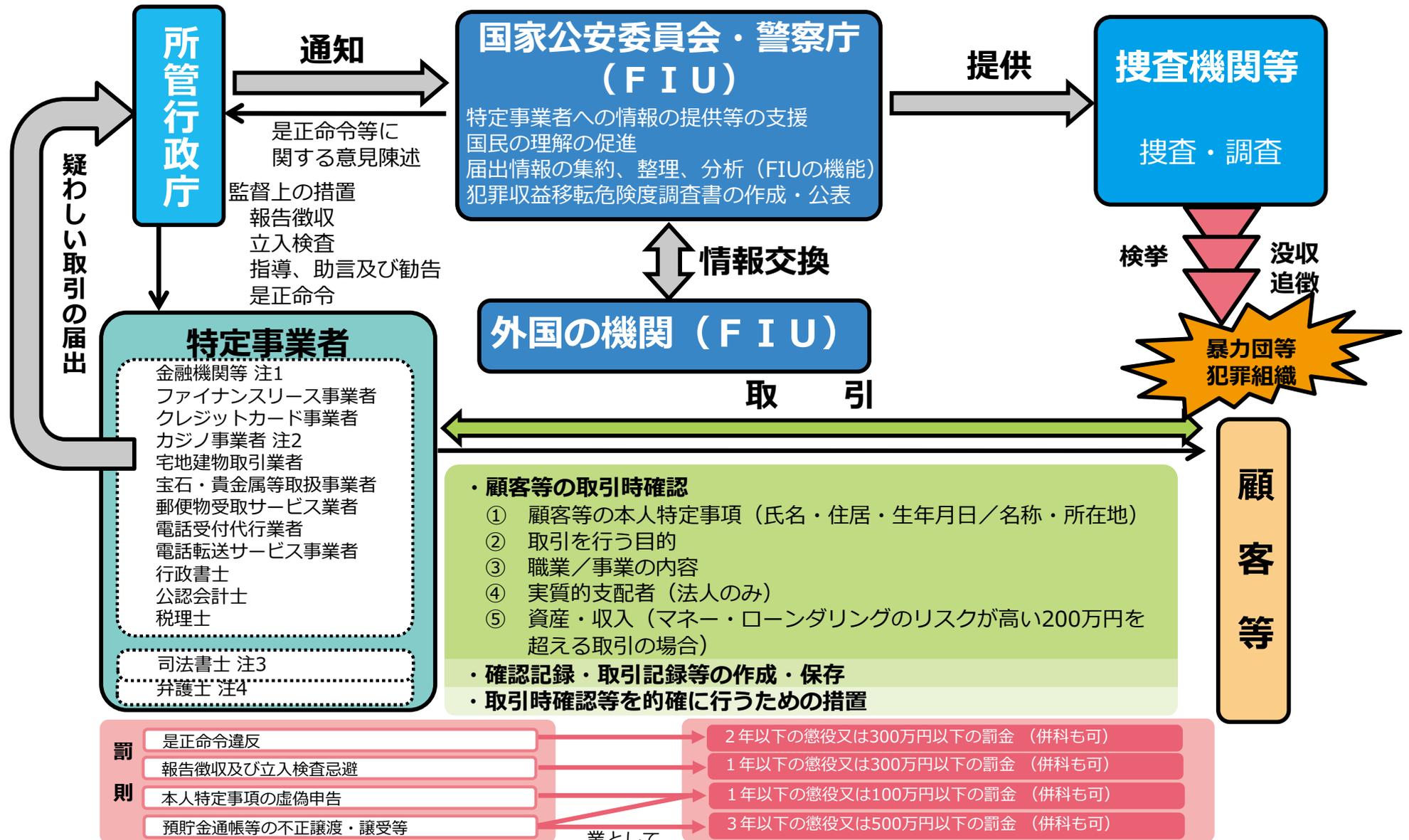


（※）金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」（第2回）  
（2021年11月11日）  
事務局説明資料「共同機関における個人情報の適正な取扱い①」

#### （主要）論点

- ✓ 複数の口座を異なる仲介機関にもつ個人の取引を集約して検知する必要があるか、その場合個人の情報集約はどのようなデータに基づいて行われるか（各顧客管理機関が個別に付与するIDと別に利用者単位のIDが必要か）
  - － 他方、利用者単位のIDを設けて個人の情報集約を行う仕組みを構築すると、プライバシー保護への懸念が一層高まることに繋がらないか
- ✓ どのような情報が各仲介機関から提供されうるか、提供・集約における個人情報保護などの観点における留意点は何か
  - － 例えば、個人情報の第三者提供にかかる同意の要否についてどのように考えるか

# 犯罪収益移転防止法の概要



疑わしい取引の届出

通知

是正命令等に関する意見陳述  
監督上の措置  
報告徴収  
立入検査  
指導、助言及び勧告  
是正命令

提供

捜査機関等

捜査・調査

情報交換

外国の機関 (FIU)

検挙

没収  
追徴

暴力団等  
犯罪組織

特定事業者

- 金融機関等 注1
- ファイナンスリース事業者
- クレジットカード事業者
- カジノ事業者 注2
- 宅地建物取引業者
- 宝石・貴金属等取扱事業者
- 郵便物受取サービス業者
- 電話受付代行業者
- 電話転送サービス事業者
- 行政書士
- 公認会計士
- 税理士

- 司法書士 注3
- 弁護士 注4

顧客等の取引時確認

- 顧客等の本人特定事項 (氏名・住居・生年月日/名称・所在地)
- 取引を行う目的
- 職業/事業の内容
- 実質的支配者 (法人のみ)
- 資産・収入 (マネー・ローンダリングのリスクが高い200万円を超える取引の場合)

確認記録・取引記録等の作成・保存

取引時確認等を的確に行うための措置

罰則	是正命令違反	2年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (併科も可)
	報告徴収及び立入検査忌避	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金 (併科も可)
	本人特定事項の虚偽申告	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 (併科も可)
	預貯金通帳等の不正譲渡・譲受等	3年以下の懲役又は500万円以下の罰金 (併科も可)

注1 金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか顧客及び支払の相手方に関する情報の通知義務を負う。金融機関等とは、銀行、貸金業者、資金移動業者等である。暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者は、暗号資産移転時等に顧客及び移転等の相手方に関する情報を他の暗号資産交換業者等に通知する義務を負う。

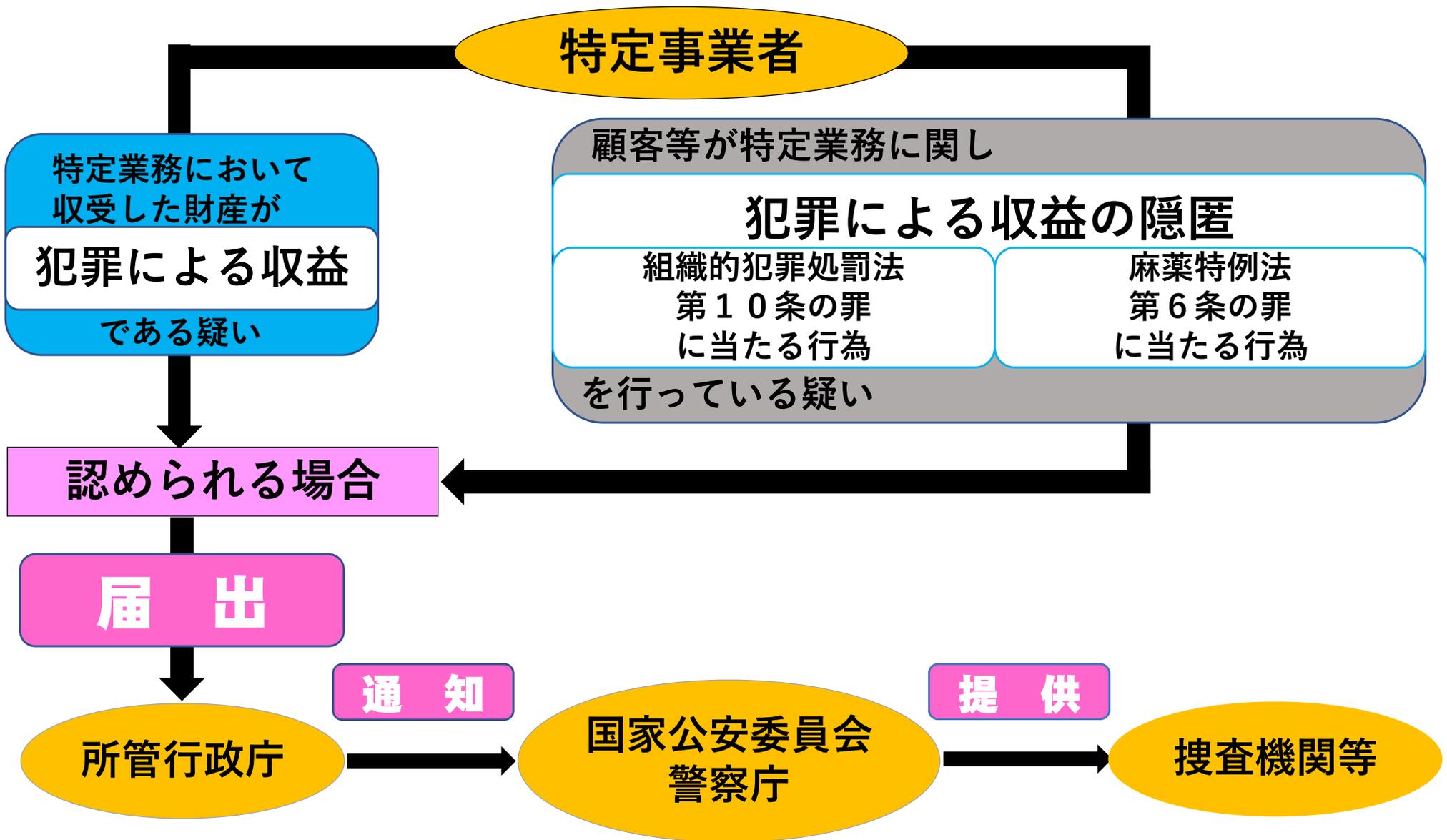
注2 カジノ事業者による取引時確認等を的確に行うための措置については、特定複合観光施設区域整備法において別途定められている。

注3 司法書士による取引時確認については、⑤を除いた確認である。

注4 弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。監督は、日本弁護士連合会が行う。



# 疑わしい取引の届出に係る事項の流れ



## (参考) 為替取引分析業に関する動向

※第2回CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議 幹事会（令和6年12月2日開催）の「資料3 金融庁・経済産業省説明資料」の一部を再掲。

- ✓ 2019年12月の未来投資会議において、AIを活用したAML/CFT関連業務の共同化が、「デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化」に関する取組として実施する実証事業の対象の一つとして位置づけられた。2020年1月にはNEDOにより当該実証事業の公募を開始。
- ✓ 2021年3月にNEDOの実証事業の結果が公表。同年7月には当該実証実験の結果を踏まえ、共同システムに期待されるサービスの内容や運営組織のあり方を議論すべく、AML/CFTの業務共同化に関するタスクフォースが設置された。
- ✓ タスクフォースや資金決済ワーキンググループでの議論、2022年6月の資金決済法の改正等を踏まえ、2022年10月13日、全国銀行協会は、AML/CFT業務の高度化・共同化を図ることを目的として、「取引モニタリング等のAIスコアリングサービス」を提供する新会社（株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構）の設立を決定し、2023年4月発足。

※当該事業者のほか、SCSK RegTech Edge株式会社、株式会社バンク・ビジネスファクトリーの計3業者が為替取引分析業を営んでいる。

【参考】株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構におけるサービスの概要

サービス名称	提供サービス内容（想定）	対象と効果
AIスコアリング機能 (取引モニタリング) (ネームスクリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引モニタリングシステム・ネームスクリーニングシステムから出力されるアラート・ヒット情報の<b>リスク度合いをスコア付けするAI機能</b>を提供</li> <li>上記に伴い、AIの処理対象となる<b>データの品質管理、AIシステム自体の有効性検証</b>を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量のアラート・ヒット誤検知の対応の効率化</li> <li>上記の効率化に伴い、利用金融機関はより幅広いアラートやヒットの検出へのリソース配分が可能に</li> </ul>
業務高度化支援 (実務基準、FAQs、ヘルプデスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界共通の取り組むべきテーマ・課題について、<b>リーディングプラクティス、実務上の実践的な対応事例を策定し、実務基準</b>およびFAQsとして提供（ヘルプデスク・研修を通じた理解促進も補完的に実施）</li> <li>AML/CFTに係る法制度やガイドライン等の<b>海外事例調査</b>、および<b>中長期的な課題の調査研究</b>等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自行のリスクに応じ、AML/CFTに係る法令およびガイドライン等に基づく態勢の確立・維持が求められている金融機関に対し、対応水準の検討や実効性向上のための効率的な検討を可能とする。</li> </ul>

### ご参考：AIスコアリングサービスのイメージ（下図：取引モニタリングの例）



※ 金融機関ごとにデータを分割管理し、金融機関間でデータが混ざることはない構成。

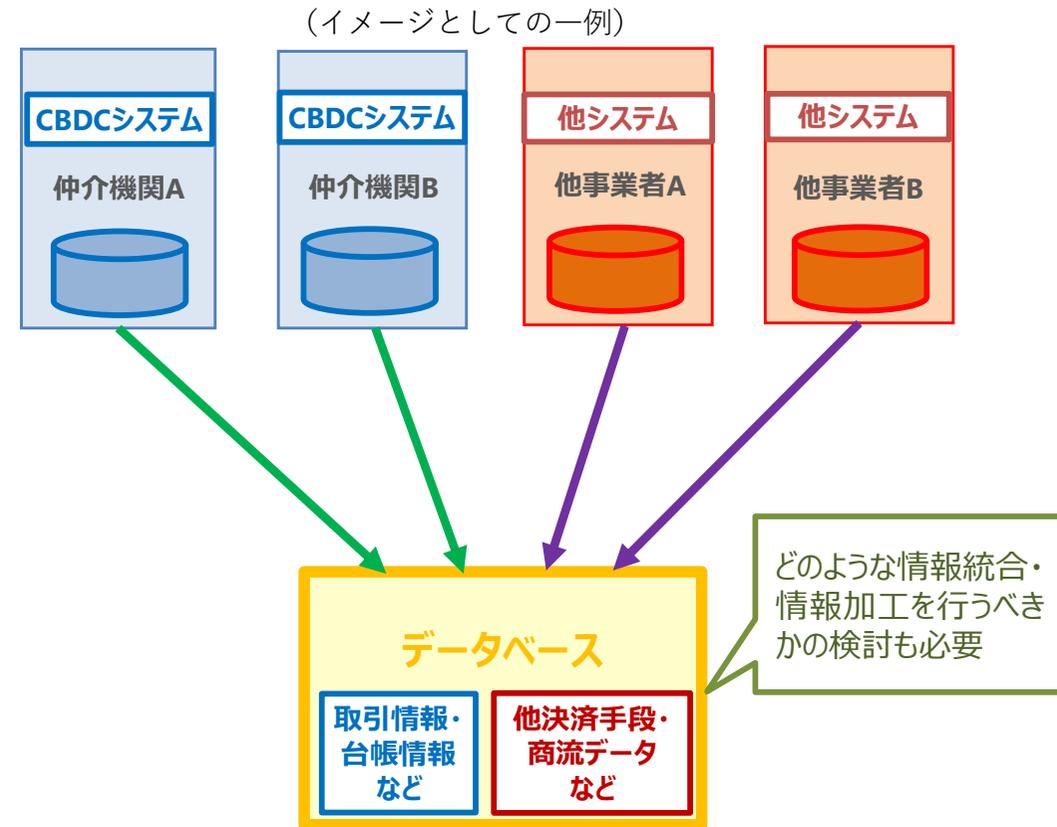
(出典) 一般社団法人全国銀行協会「AML/CFT業務の高度化・共同化に係る新会社の設立について」(令和4年10月13日)

## 4. 検討事例③：統計等へのデータの利活用

統計等へのデータの利活用について、考えられうる概形や論点の例は以下のとおり

### 概形

- CBDCシステムにおいて仲介機関が扱うデータについて、外部の主体が一元的なデータベース管理を行うことにより、**他決済手段のデータやPOS等の商流データと組み合わせる**などの場合を含め、**統計等へのデータの利活用**などにおいて**活用可能性があるか**
  - － CBDCシステムで扱うデータ単体では、民間事業者にとって活用可能性が限られうる



### (主要) 論点

- ✓ (POSなど外部データとの連携を含めて) データ活用のためにどのような情報が組み合わせられる必要があるか、対応する個人情報保護上の留意点は何か
  - － 例えば、情報の組み合わせの際、個人情報の共同利用や第三者提供が発生するか
  - － 第三者提供にかかる同意について、立法を通じて不要とすることを含め、どのような対応がありうるか
- ✓ どのような情報加工が行われる余地があるか (行われるべき加工の類別や、加工を行う主体など)
  - － 例えば、加盟店情報の利用に関して、法律上の義務による対応や共同利用の範囲の明確化、データガバナンス体制を整備する必要もあるか

- 1 データの扱いに関するケーススタディ（日本銀行説明資料）
- 2 利便性向上のためのデータの扱いに関する検討について（財務省説明資料）

【参考】個人情報保護法に関する補足資料  
（個人情報保護委員会事務局説明資料）

# 個人情報保護法の目的・基本理念

## (目的)

第1条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の**個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的**とする。

## (基本理念)

第3条 個人情報は、**個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。**

- ✓ この目的を実現するために、法律においては、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大している中であって、個人の権利利益を保護する上で求められる、**個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報取扱事業者や行政機関等においてこれらの特性に応じて遵守すべき義務を規定。**
- ✓ AI、IoT、クラウドサービスや5G等のデジタル技術の飛躍的な発展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化し、データや技術が官民や地域の枠、更には国境を越えて利活用される今日における最新の情勢の下でも、**基本的な法律の目的及び理念は、引き続き妥当であり、OECD加盟国をはじめ広く国際的な共通認識。**
- ✓ 個人に関する情報について個人の利益のみならず公益のために活用することが可能となっていること、**データがもたらす価値を最大限引き出すためには、プライバシーやセキュリティ等への適切な対処により、信頼を維持・構築し、適正なデータの取扱いを促進することが求められている**ことも考慮する必要がある。

# 適正な個人データの取扱い確保のための規律

※民間部門に適用される規律について述べたもの

**適正な個人データの取扱いを通じて個人の権利利益を保護**するために、個人情報保護法において、次のような規律を整備。

これらは**全ての事業者**に適用される**最低限のルール**ともいえ、取り扱われる個人データ、利用目的の性質及び事業活動の態様に応じて、特別法、ガイドライン、認定個人情報保護団体や業界の自主基準、運用等により**必要に応じて上乗せ**される。

## (1) 個人データに着目した規律

✓「**個人情報データベース等**」による**個人データの取扱いの危険性**に着目し、それを**事業の用に供している個人情報取扱事業者**に対し、その適正な取扱いを担保するための義務等を規律。

## (2) 個人情報取扱事業者による適正な取扱い

### ① 本人の関与による適正な取扱いの確保

✓個人情報取扱事業者自身のガバナンスにより法律に定める義務が適切に履行され、当該個人情報取扱事業者から本人への通知・公表・同意取得等（※）により**本人による適切な関与・監視を受けつつ**、適正な取扱いの実現を期待するという**当事者間での自主的な規律を重視**する構造。

(※) ●取得・利用に関するルール：利用目的を特定し原則としてその範囲内で利用し、取得時に本人に利用目的を通知・公表する。

●第三者提供に関するルール：第三者提供時には、原則として本人の同意を得る。

●公表事項・開示請求等への対応に関するルール：本人から開示・訂正・利用停止等の請求があった場合にはこれに対応する。

### ② 事業者内における適正な取扱いの確保

✓偽りその他**不正の手段により個人情報**を取得すること、あるいは、違法又は不当な行為を助長し又は誘発するおそれがある方法により**不適正な利用**を行うことは、個人の権利利益の保護を脅かすおそれ大きい。

✓利用目的が妥当であっても、正確性が保たれていなければ、本人に望まぬ影響を与えかねないことから**正確性確保**を義務付け。

✓個人データが個人情報取扱事業者や本人の関与不可能な領域に流出することで本人の権利利益を損なうリスクが増大することから、必要な**安全管理措置、従業員や委託先の監督**を義務付け。

# 個人の権利利益を保護するために考慮すべきリスク

※民間部門におけるリスクを念頭に置いたもの

大量の個人情報等を取り込んだ事業者等が出現し、一たび個人情報等の不適正な利用に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まり、個人の不安感についても引き続き高まっている。

個人情報取扱事業者は、個人情報を適正に取り扱うことを通じて、「個人の権利利益を保護する」ことが期待されている。個人の権利利益の侵害をもたらし得るリスクを回避することができるように、想定され得る多様なリスクについて検討を深めることが有用。

## 【想定され得る多様なリスクの例】

- (A) 住所、電話番号、インターネット利用の履歴等を、本人が想定していない事業者が入手し、これを手がかりに、勧誘等の直接的な働きかけがなされ、平穏な生活が害され、あるいは、犯罪等の悪意ある行為にさらされるリスク
- (B) 本人に係る情報が自身の想定を超えて事業者に取得され個人データとして利用され、本人の認知や関与がない状態の下で、そのデータ処理に基づく自らに関する評価や働きかけが行われ、本人の想定しなかった評価・判断を含む影響が生じるリスク
- (C) 本人が秘匿しておきたい自身の情報について、一旦事業者に提供すると、自身が認識できない利用がなされる可能性が排除できず、不安を覚える状況になるリスク
- (D) 個人の特定・追跡技術の高度化・発展により、本人の気づかない間に又は意思に反して本人の個人情報等が取得・集積・利用されるに至った場合や、識別性がないとされていた情報が収集・処理されることにより本人に関する情報が集積されるとともに個人が特定されることが判明した場合のリスク

# 個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則

(令和4年5月25日個人情報保護委員会)

- 「個人情報の保護に関する基本方針」も踏まえ、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報等の適正な取扱いに関する基本法たる個人情報保護法において、同法第4条及び第129条第1号等の規定に基づき、**各府省等の国の行政機関が、公的部門**（行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）**及び民間部門**（個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等）**の各主体による個人情報等の取扱いに関する政策**（法令等による制度、実証事業や補助金等の予算関係施策、税制措置、システム整備等）を企画立案・実施するに当たり、当該政策目的の実現と、個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すもの。
- 「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。
- 各府省等の国の行政機関においては、次の**7つから構成される本原則との整合性を図りつつ、個人情報等の取扱いに関する政策の企画立案・実施に取り組むことが期待。**

## 1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性

- 政策目的を明確にした上で、**政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが**必要最小限の範囲内で相当であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要である。特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合は、より慎重に取り組むことが重要。

## 2. 個人情報等の取扱いに関する適法性

- 上記1の政策目的を実現するため、個人情報等の取扱いに関し、各主体を広く対象とし、**共通する必要最小限のルールを定める一般法たる個人情報保護法による規律で対応可能であるか否か、十分であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- その上で、個人情報等の取扱いに関し、**政策分野に特有の事情**（取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等。以下同じ。）に照らして、**個人情報保護法上の規律に抵触し当該規律による対応で不可能である場合又は当該規律による対応で可能であるものの不十分である場合には、新規立法含め他の法令等による根拠（適法性）に基づき取り組むことが重要。**
- なお、既存の法令等を根拠とする場合については、当該法令等の制定当時における経緯等の背景、目的及び規定等を踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内であるか否かを検討した上で取り組むことが重要。
- いずれにしても、**基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たり、取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることが重要。**

### 3.個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性

- 個人情報等の利用目的は、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであり、できる限り特定することが必要。
- 個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要となる個人情報等について、**利用目的が政策目的と関連するものであるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。
- 個人情報等について、**違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施**することが必要。

### 4.個人情報等の取扱いに関する外延の明確性

- 一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、**個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定**し、同法に規定する用語及びその定義に則り、これを明確化することが重要。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による規律の適用が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

### 5.個人情報等の取扱いの安全性

- 上記4を踏まえ、個人情報等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況（取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。）、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、**必要かつ適切な安全管理措置**（組織的・人的・物理的・技術的な措置及び外的環境の把握、サイバーセキュリティ対策等）**を検討**した上で取り組むことが重要。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する個人情報保護委員会から権限の委任や、**新規立法含め他法令等に基づく措置が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

### 6.個人情報等に係る本人関与の実効性

- 上記取組の実効性を高めつつ、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上するため、個人情報等に係る**本人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養する**という観点から、**個人に寄り添った取組が重要**。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし、新規立法含め他法令等による対応が必要であるか否か**を検討しつつ取り組むことが重要。

### 7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

- 事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増嵩や信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、**全体を通じて計画的にプライバシー保護を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要**。
- 透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、本人や社会等にとって期待される利益等を明確にし、本人を含むマルチステークホルダーへの説明責任を果たすため、**プライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンス体制の構築が重要**。
- 以上に当たっては、**政策分野に特有の事情に照らし**、認定個人情報保護団体制度の活用や、**新規立法含め他法令等による体制が必要であるか否か**を検討した上で取り組むことが重要。

# 基本原則に係る個人情報保護委員会の役割

## 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定、令和4年4月1日一部変更）

### 2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

#### (1) 各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

##### ① 各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

[略] 複雑化する社会的課題の解決のため、各行政機関においては、裾野が広く、多様なデータの利用を伴う政策の必要性が高まっている。このため、**各行政機関が個人情報等を自ら保有し、又は、他の各主体の取扱い方法等に一定の影響を与える政策を企画立案・実施する場合には、法を基盤的なルールとしつつ、個別の政策目的や、そこで取り扱われる個人情報等の内容や性質を踏まえ、法の目的であるプライバシーを含めた個人の権利利益の保護の観点から、それぞれの実態に即した個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくり等に取り組むことが重要**である。

**以上の取組を適切に推進するため、個人情報保護委員会においては、専門的かつ分野横断的な知見等を踏まえつつ、各行政機関と連携・協力するものとする。**

- ✓ 基本方針にも記載のとおり、個人情報保護委員会においては、各行政機関が個人情報の取扱いに係る政策の企画立案・実施を行う際には、基本原則において示した基本的な視座を踏まえ、個人情報保護法との整合性の確認や具体的な運用の場面における利用・提供の適否に関する助言を行うなど、各行政機関との連携・協力を図っている。
- ✓ 各行政機関が、個別分野における実態を踏まえたデータ利活用や従来では想定していなかったデータ利活用の制度を立法措置する場合など、**個人情報の取扱いも含めたデータ利活用に関する政策の企画立案等を行うに当たっても、個人情報保護委員会は必要な助言等を行い、個人情報等の適正な取扱いの仕組みづくりに向けた連携・協力を図っていく。**

# 個人情報保護法の全体像

## 憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

## 個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

## 個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

### 個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

### ガイドライン

Q&A

### 民間部門 [一般法]

### 個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：行政機関等の義務等、罰則 等)

### 個人情報保護法施行条例

【対象】行政機関(国)・独立行政法人等・  
地方公共団体の機関・地方独立行政法人

### ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

### 公的部門 [一般法]

注1 個人番号(マイナンバー)や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の一部である**国公立の病院・大学等の法人又は業務**については、基本的には民間部門の規律が適用されるが、個人情報ファイル、開示等及び匿名加工情報に関する規律については、公的部門の規律が適用。

注4 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール(**個人情報保護指針**)を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注5 EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

# 公的規律の適用の特例を受ける法人・機関・業務

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示・訂正・利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第3節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第4節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第5節)
独立行政法人等	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)	<b>公的部門の規律</b> (第5章第3節)  ※第75条のみ		
<b>別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ※1</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			
地方公共団体の機関	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)			
<b>病院、診療所及び大学の運営の業務</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			
地方独立行政法人	<b>公的部門の規律</b> (第5章第2節)			
<b>試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの</b>	<b>民間部門の規律</b> (第4章) ※2			

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等(第32条)並びに開示、訂正等及び利用停止等(第33条～第39条)に関する規定及び民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4節)に関する規定は適用されない。また、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合における個人情報の取扱いについては、民間部門の規律に加えて、行政機関等に対する規律が準用される。

# 「個人情報」 (法第2条第1項関係)

○「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。) で作られる記録をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項 (個人識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

(例)

**氏名**

個人 太郎

**顔写真**



**住所**

(氏名と組み合わせた場合)

東京都●●区▲▲町

個人太郎

**生年月日**

(氏名と組み合わせた場合)

1980年●月▲日

個人太郎

# 「仮名加工情報」 (法第2条第5項関係)

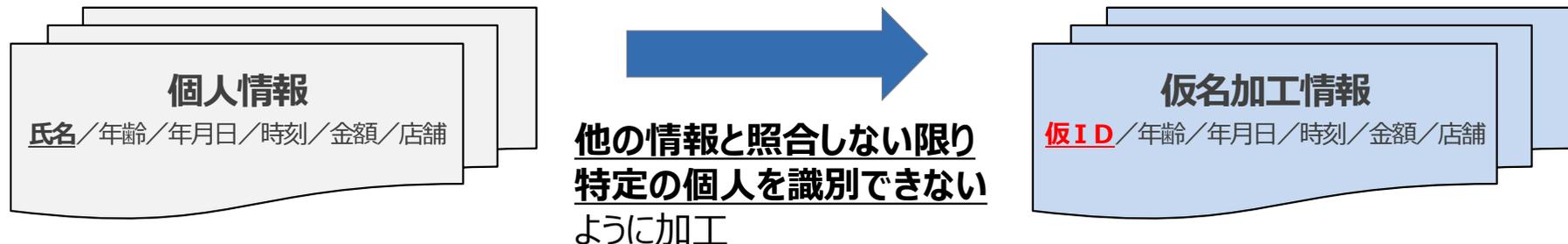
○次に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

## □ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

## □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



# 「匿名加工情報」 (法第2条第6項関係)

○次に掲げる個人情報の区分に応じた当該各号に定める措置を講じて**特定の個人を識別することができない**ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、**当該個人情報を復元することができないようにしたもの**をいう。

## □ 法第2条第1項第1号に該当する個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**記述等の一部を削除すること**（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

## □ 個人識別符号を含む個人情報

➤ 当該個人情報に含まれる**個人識別符号の全部を削除すること**（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



# 「個人関連情報」 (法第2条第7項関係)

○「個人関連情報」とは、**生存する個人に関する情報**であって、**個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの**をいう。

- **「個人に関する情報」**とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。
  - 「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
- また、**統計情報**は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

## 【個人関連情報に該当する事例（※）】

事例1) Cookie等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例4) ある個人の位置情報

事例5) ある個人の興味・関心を示す情報

(※) 個人情報に該当する場合は、個人関連情報に該当しないことになる。例えば、一般的に、ある個人の位置情報それ自体のみでは個人情報には該当しないものではあるが、個人に関する位置情報が連続的に蓄積される等して特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当し、個人関連情報には該当しないことになる。

# 事業者が守るべきルール - 第三者提供等

## 【個人データを第三者に提供するとき】

以下のいずれかの場合に、個人データを第三者に提供できる。(27条)

1. 本人の同意を得る。
2. 本人の同意を得ない場合で、以下 i ~ iii のいずれかに該当する。

### i. 以下の①～⑦のいずれかの場合

- ① 法令（条例を含む）に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ③ 公衆衛生・児童の健全な育成のため（かつ本人の同意を得ることが困難）
- ④ 国や地方公共団体等への協力（かつ本人の同意を得ることにより事務遂行に支障のおそれがあるとき）
- ⑤ 学術研究機関等による学術研究の成果の公表又は教示のためやむを得ないとき ※1
- ⑥ 学術研究機関等が学術研究目的で共同研究先である第三者に提供する必要があるとき ※1
- ⑦ 学術研究目的で学術研究機関等である第三者に提供する必要があるとき ※1

※1 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

### ii. 以下 3 点すべてを行う（いわゆるオプトアウト手続）

- 本人の求めに応じて、その本人のデータの提供を停止することとしている。 ※2 要配慮個人情報の提供は不可等の制約有。
- 以下①～⑧をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知ることができる状態にしておく。
  - ①事業者の氏名又は名称、住所、法人の代表者名
  - ②第三者提供を利用目的としていること
  - ③提供される個人データの項目
  - ④提供される個人データの取得の方法
  - ⑤提供の方法
  - ⑥本人の求めに応じて提供を停止すること
  - ⑦本人の求めを受け付ける方法
  - ⑧個人情報保護委員会規則で定める事項
- 本人に通知等した事項を個人情報保護委員会に届け出る（個人情報保護委員会はこれを公表）。

### iii. 委託、事業の承継、共同利用を行う

共同利用：以下の①～⑤をHPに掲載するなど、本人が容易に知ることができる状態にしておくことが必要。

- ①共同利用されること
- ②データ項目
- ③利用される範囲
- ④利用目的
- ⑤責任を有する者

# 個人情報保護法の制度的課題の再整理

## 個人情報保護法の目的（第1条）

「…個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

### 事務局ヒアリングを通じて得られた視点

#### 個人情報保護法の保護法益

#### 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

- 同意規制の在り方
  - 統計作成等<sup>(※)</sup>、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
    - ※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む
  - 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方
  - 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方
  - 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方
- 漏えい等発生時の対応（本人通知等）の在り方
- 子供の個人情報等の取扱い<sup>(※)</sup>

※心身の発達過程にあり本人による実効性ある関与が必ずしも期待できない

#### 本人の関与

#### 事業者のガバナンス

#### 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

- 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方
- 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方
- 身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）<sup>(※)</sup>に関する規律の在り方
  - ※本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる
- オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

#### 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

- 勧告・命令等の実効性確保
- 刑事罰の在り方
- 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段（課徴金制度）の導入の要否
- 団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の要否
- 漏えい等報告等の在り方

# 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

## 1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

### (1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 統計情報等の作成<sup>(注1)</sup>のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等<sup>(注2)</sup>を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか<sup>(注3)</sup>。

注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2：個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先及び公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（提供元・提供先、取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先及び取得者における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定。

注3：具体的な対象範囲や公表事項等はステークホルダーの意見をよく聞きながら個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

- 行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

### (2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合<sup>(注4)</sup>について、本人の同意を不要としてはどうか。

注4：例えば、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bの運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

# 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

## 1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方 (続)

### (3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」(注5)についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注5：例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、) 本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例についてはステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

### (4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体(注6)が含まれることを明示することとしてはどうか。

注6：例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等(診療所等)が含まれることが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながらガイドライン等において明確化することを想定している。

## 2 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合(注7)について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。

注7：例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲はステークホルダーの意見をよく聞きながら委員会規則等で定めることを想定している。

- 行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

# 個人情報保護法の制度的課題に対する考え方 (個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方)

## 3 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

- 子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっているQ&Aの記載<sup>(注8)</sup>や、GDPRの規定<sup>(注9)</sup>などを踏まえ、16歳未満としてはどうか。  
注8：「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A Q 1 - 62  
注9：GDPR第8条
- 16歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合<sup>(注10)</sup>については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。  
注10：例えば、本人が16歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。
- 16歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由<sup>(注11)</sup>を設ける必要があるのではないか。  
注11：例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。
- 未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。
- 法定代理人の関与及び責務規定については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。